

特定非営利活動法人 世界の子どものワクチンを 日本委員会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 世界の子どものワクチンを 日本委員会という。尚、英文組織名は Japan Committee,Vaccines for the World's Children 略して JCV という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 この法人の目的は、ワクチンが足りないために命を落としている発展途上国の子どもたちの命を救うために、広く社会にワクチンの必要性を知らしめ、ワクチン確保に必要な資金を調達すると同時に、ボランティア活動への市民の参加を促進することによって、グローバルな共生社会の実現を目指すものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動にかかる次の事業を行う。

- (1) 子どもワクチンの確保と感染症の完全予防を支援するための募金・ワクチン供与活動
- (2) 子どもワクチンの確保と感染症の完全予防を支援するための情報の収集及び普及活動
- (3) 子どもワクチン支援に携わる国際的なボランティア活動の支援及び促進
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 社 員

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した個人をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めたときは、正当な理由がない限り、入会を承諾するものとし、入会を認めない場合は、速やか

に、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その条件の資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 社員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員の4分3以上の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 定款に違反したとき。この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、議決の前に当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内、常務理事1名とする。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において社員のうちから選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 4 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選とする。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事はできない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌握、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を処理するとともに事務局を指揮・監督する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この

法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または他の現存者の残存期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種類)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は社員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更の承認
- (2) 事業報告及び活動決算の承認
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成ならびにその変更
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があったとき。
- (2) 社員の5分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

3 理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の定数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第22条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の2週間前までに招集通知を発しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、開催日の1週間までに招集通知を発しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した社員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 会議は、その会議を構成する社員又は理事の定数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した社員の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する社員又は理事は、その議決に加わることができない。

4 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決)

第26条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面・ファックスまたはEメールなど電磁的記録により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(表決権等)

第27条 各社員及び理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない社員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 前項の委任手続は、書面・ファックスまたはEメールなど電磁的記録により行うことができる。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る資産とする。

(資産の管理)

第32条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第34条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

- 3 前項の監事の監査を経た事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において社員の3分の2以上の同意を得、かつ所轄庁の認証(法第25条第6項に規定する『軽微な事項に係る定款の変更』は除く)を得ることにより変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したとき(合併の場合を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、総会の議決により選定した国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、社員の4分の3以上の同意を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。

2 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(実施規則)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定に関わらず、この法人の設立の日から2004年(平成16年)3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第33条にかかわらず、この法人の設立の日から2002年(平成14年)12月31日までとする
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
6. 2006年(平成18年)8月16日 一部改正
2009年(平成21年)9月11日 一部改正
2012年(平成24年)3月28日 一部改正
2015年(平成25年)3月27日 一部改正
2018年(平成27年)6月23日 一部改正
2025年(令和 7年)3月12日 一部改正

別表

設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	細川佳代子
副理事長	東郷良尚
副理事長	河島章一
常務理事	北村智津子
理事	寺尾睦男
同	蒲島郁夫
同	吉田里江
同	曾我成彦
同	三宅菊枝
同	曾田園子
同	高橋豊子
同	多田東吾
監事	大島倫明
同	斉藤紀子
同	小澤正己